

都市計画公園・緑地の見直しについて

1 見直しの背景と必要性

長期間未着手となっている都市計画施設への対応や、人口減少社会の到来や少子化の進行、高齢化の加速、環境問題や防災への意識の高まりなど、地域をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、都市計画公園・緑地の見直しを進める必要があるため、神奈川県において「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」（平成27年3月）が策定されました。

2 見直し対象（区域）の選定

都市計画決定後20年以上経過しても未着手の区域を含む都市計画公園・緑地（県立公園を除く。）が対象となります。本市において対象となるのは、次の1箇所です。

公園名	見直し対象面積
6・5・1中荻野総合運動公園	約10.2ha

3 見直し内容

厚木市においては、平成29年10月に「厚木市緑の基本計画」の改定を行い、その改定作業において、都市計画施設を含めた市内全域の都市公園や緑地の配置計画について見直しを実施しました。（「厚木市緑の基本計画」については[こちら](#)をご覧ください。）

この中で、中荻野総合運動公園の未整備区域については、スポーツ・レクリエーション機能の集積・拡充を図るため、引き続き運動公園としての整備を進めることとしています。

このことにより、都市計画公園・緑地の位置付けも「存続」とします（次ページのフロー図参照）。

4 次期見直しについて

今回の都市計画公園・緑地の見直しにおいては、社会経済情勢の変化や緑の基本計画等の上位計画の見直し等を踏まえ、検証を行ったものです。

都市計画は、おおむね20年後の都市の姿を展望するなど中長期的な視点に立った計画であるため、社会経済情勢等の新たな動向・課題、公園・緑地に対する需要の変化などがあつた場合には、必要に応じて適宜適切な見直しを行うものとします。

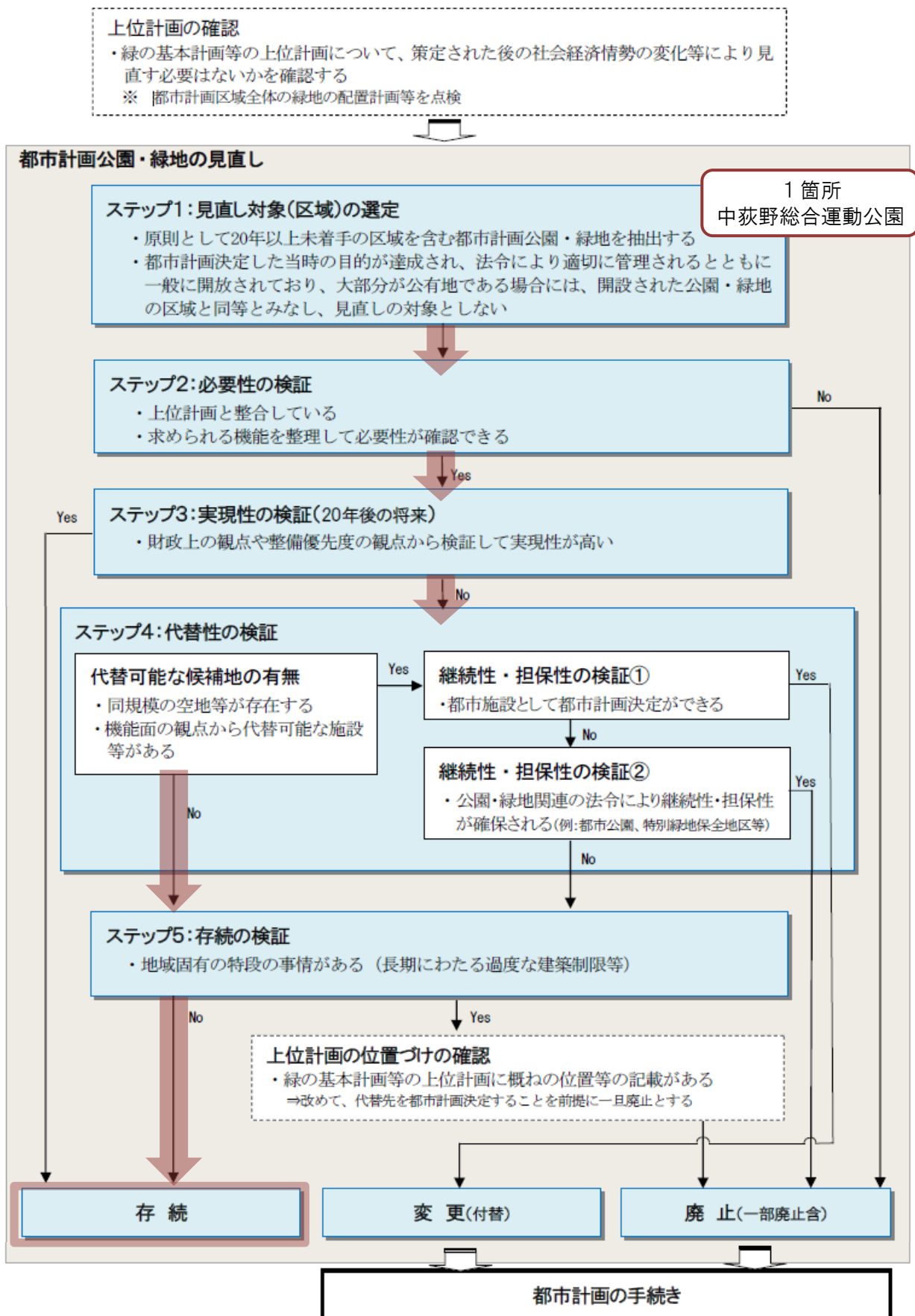


図 都市計画公園・緑地見直しフロー

(出典「都市計画公園・緑地見直しガイドライン 神奈川県」)